

# 朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年8月6日(火)午後4時00分～午後5時30分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第3会議室

3 本委員会に出席した委員(18名)

農業委員	推進委員
2番 山岡 知博	1番 水島 忠彦
4番 青木 清美	2番 青嶋 直通
5番 水島 英樹	3番 長井 浩信
6番 大濱 秀弥	4番 中島 優一
8番 荒尾 和彦	7番 田中 耕一
9番 高嶋 香織	8番 坂藤 正敏
10番 清水 智也	10番 坂口 洋紀
11番 中野 義博	
12番 清水 正雄	
13番 大森 雅昭	
14番 石原 孝之	

4 本委員会に欠席した委員(5名)

農業委員	推進委員
3番 弓野 良子	5番 寺崎 裕子
7番 折谷 秀幸	6番 数家 善継
	9番 河端 浩明

5 説明者 農業委員会 事務局長 平坂 昌美  
事務局長代理 佐渡 譲  
事務局員 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農地法第4条・5条の規定による許可申請の件
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定の件
- (4) 議案第4号 農用地利用配分計画の決定の件
- (5) 議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域への編入に関する件
- (6) 協議事項(1) 農地パトロール(利用状況調査)について
- (7) 協議事項(2) 農業委員会活動記録簿の様式の見直しについて

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。  
ただ今から、8月の農業委員会定例会を開会いたします。  
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、8月の農業委員会会議を開催いたします。  
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。  
会議規則第19条第2項の規定により13番 大森 雅昭 委員、14番 石原 孝之  
委員を指名します。  
それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。  
どうぞよろしくお願ひいたします。  
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説  
明いたします。  
議案書は、1ページをご覧ください。  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条  
の規定による許可申請があったので、意見を求めます。  
令和6年8月6日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は2件で、申請面積は1,252.00㎡  
です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町横水〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は朝日町東草野〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町泊常福〇〇〇番、地目は田、1筆、合計33.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

弓野良子委員、荒尾和彦委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、泊地区中三浦町地内、譲受人の自宅から約4.4km、車で約10分圏  
内の距離に位置しております。

今回の申請の経緯としては、譲受人が所有する農地に接道がないため、道路に面し  
た隣接の車庫の譲渡を申し出たところ、譲渡人から申請地と併せて譲渡の申し出があ  
ったことから、今回の申請に至ったものです。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は、あさ  
ひ農学舎の農業研修生として、令和4年3月から研修を受けており、令和7年3月に  
任用期間満了を迎えるため、任用期間満了後の耕作地を検討しているところであり  
ます。

譲受人が所有する農地が地図上の申請地の右側に隣接しており、今回の申請地と併  
せて、適正に管理・耕作されるものと思われま。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は申請地に多目的野菜を栽培する予定としており、  
周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思います。

議案書は1ページをご覧ください。

2番 譲受人は朝日町横水〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇さんです。

2番 譲渡人は入善町下飯野新〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町山崎柳澤〇〇〇〇番〇、地目は田、1筆、合計1, 219. 00 m<sup>2</sup>です。

権利の設定としては、「譲受人の要望による」となります。

弓野良子委員、中野義博委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、山崎地区越地内、譲受人の自宅から約2. 3 km、車で約6分圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は、申請地についても研修として耕作をしており、今後も適正に管理・耕作されるものと思われれます。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は申請地に多目的野菜を栽培する予定としており、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われれます。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思います。

議案第1号は以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思えます

弓野良子委員から意見をいただいておりますが、本日欠席されていることから、意見書を預かってまいりました。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇の農業研修生として、〇〇〇〇〇において研修も行っており、独立就農に向けて一所懸命にがんばっておられるため、しっかり農業をやられるものと思えますので、問題ないものと思われれますとのことです。

私のほうからは、事務局から説明のあったとおり、譲受人は、現在、農業研修生として農業を学び、将来は、所有地で多目的野菜を栽培し、販売したいという意欲を大いに持っておられ、適当と判断しました。

会 長 議案第1号の1番の議案について、皆様からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 次に、議案第1号の2番の議案につきまして、審議したいと思えます。

弓野良子委員と中野義博委員から意見書をいただいておりますが、弓野良子委員が本日欠席されていることから、中野義博委員から意見をお願いいたします。

中野委員 現在、譲渡人と〇〇〇〇さんが相對契約による利用権を設定されていたが、ハウス等を整備するということで相談を受けて、譲渡人と譲受人により話し合いを行っていたが、今回の申請に至ったものであり、適正に管理されるものと思われま

会長 議案第1号の2番の議案について、皆様からご意見及びご異議はありますか。

清水委員 申請地は山際のため、周辺に有害鳥獣対策は施されているのか。

事務局 山沿いには、耐雪型電気柵が設置されている。  
譲受人についても、有害鳥獣対策をしなければならないということは理解されており、申請地周辺にも簡易電気柵を設置し、有害鳥獣の追払い用の機材の準備を行っております。

会長 その他に、皆様からご意見及びご異議はありますか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会長 異議なしとのことですので、議案第1号の2番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会長 次に、議案第2号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 3ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第4条・5条の規定による許可申請があったので、同法施行令第7条ならびに第15条の規定により意見を求めます。

令和6年8月6日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

議案第2号は、4条関係が1件、5条関係が4件です。

では、議案第2号の1番です。

譲受人は、富山市布瀬町南1丁目〇番地〇、〇〇 〇さん、譲渡人は、大阪府大阪市鶴見区2丁目〇番〇-〇〇〇〇号、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、朝日町山崎字小池〇〇〇〇番外10筆、地目は畑で計1,044㎡、転用目的は住宅敷地です。

中野義博委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、4ページをご覧ください。

当該申請地は、山崎地区の小在池地内の町道越花房線沿いにある山崎新神社からみて東側に位置します。

譲受人は、別宅として周囲が自然に囲まれた物件を探しておられたところ、朝日町

の空き家バンクを通じて当該家屋のことを知り、この度の取得に至りました。

現在は富山市に居住しており、物件取得後は定期的に訪問される予定です。

また、親族にブライダル関係の仕事をされている方がおられ、当該家屋の庭をフォトスポットなどの用途として活用することも考えておられます。

本来であれば、当該家屋の建築前に転用許可を得ている必要がありますが、譲渡人の先代において手続きがなされておられなかったことから、今回、是正するものであります。

当該申請地における雨水処理は地下浸透であり、既存家屋には台所及び便所に係る給排水設備がありますが、令和6年6月に水回りを改修され、くみ取りされているとのことで、隣接地には影響がないと認められます。

農地区分につきましては、低生産性小集団農地（土地改良事業未実施＋10ha未満）の2種農地と判断します。

この案件は、違反転用であり申請人より始末書の提出を受けております。

また、朝日町土地改良区の同意での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

再度、3ページをご覧ください。

議案第2号の2番から5番までにつきましては、農用地区域からの除外について、4月5日の農業委員会におきまして「異議なし」とご判断いただいたものです。

また、8月6日を期限として縦覧しております。

では、議案第2号の2番です。

譲受人は、朝日町不動堂〇〇〇番地、〇〇 〇〇さん、譲渡人は、山形県天童市芳賀タウン南3丁目〇〇番〇〇-〇号〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇さんです。

申請地につきましては、5ページ左側をご覧ください。

申請地は、大家庄地区不動堂地内で、県道朝日・宇奈月線沿いにあり、農地区分は10ha以上の広がりをもつ第1種農地です。

朝日町不動堂〇〇番〇、田244㎡、現況は雑種地（庭園及び通行用地）です。

同じく不動堂〇〇〇番〇、畑462㎡、現況は宅地（農機具収納庫用地）です。

青木清美委員より意見書を頂戴しております。

譲渡人のすでに亡くなっている父親が、昭和35年に農家住宅を建築され、昭和44年から造園工事業を営まれました。

申請地不動堂〇〇番〇には、庭の一部と家の周りの通路が設置されており、平成2年には申請地不動堂〇〇〇番〇に造園工事用資機材や農機具等を収納する倉庫を建築しています。

一方、譲受人である〇〇〇〇さんは、令和3年に申請地から200mのところの事務所を構える農業法人を事業継承されました。

会社の農機具の収納場所の不足を感じていたところ、知人から農作業場等のある農家住宅の売却の話を聞き、譲渡人に売買を打診したところ、承諾され、今回の申請に至りました。

農機具用収納庫は、自身の会社に賃貸契約する予定です。

当該申請地は、既に違反転用の状態であり、譲渡人及び譲受人からは始末書の提出

を受けています。

当該申請地は、引続き、庭の一部及び通路、そして農機具用収納庫と建物の周辺スペースとして使用され、転用面積706㎡は妥当な面積であると考えます。

申請地は、10ha以上の一団の農地が広がる第1種農地ですが、転用目的が「申請地に代えて周辺の他の土地を提供することにより事業の目的を達成できるとは認められない」こと、農業上の効率かつ総合的な理由に支障を及ぼすおそれがないことなどから、やむを得ず転用許可は可能と判断されるものと認識しております。

3ページをご覧ください。

続きまして、議案第2号の3番です。

譲受人は、入善町入膳〇〇〇番〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇さん、譲渡人は、黒部市植木〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、朝日町大屋新〇〇地、地目は田、現況は雑種地、面積630㎡です。

農地区分は、住宅用地等の連たんしている土地に近接+10ha未満である第2種農地、転用目的は「一般住宅敷地」であり、現状は、埋め立てられた状態（違反転用）にあります。

荒尾和彦委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、5ページ右側をご覧ください。

申請地は、泊二区の大屋新地内であり、松寿町内の北側にあります。

譲渡人は、現在黒部市に住んでおり、仕事が忙しいことなどから申請地の維持管理が難しいと考えており、土地を整理したいと考えておられました。

一方、譲受人は県外出身であり、都会に住んでいたことから自然豊かな環境に住みたいという憧れをもっていた折、朝日町を紹介している本を読んで感銘を受けられ、朝日町に住みたいと思うようになりました。

子どもがアレルギー体質であることから、密集した住宅街を避けて風通しがよく、小学校や医療機関が近い場所を探していたところ、申請地を紹介されました。

現地を訪れて安心して子育てできる環境であり、「是非この地に住みたい」と譲渡人に売買を打診したところ、承諾され、今回の申請に至りました。

当該申請地は、既に違反転用の状態であり、譲渡人からは始末書の提出を受けています。

当該申請地は、居宅161㎡、庭の一部及び通路191㎡、駐車スペース約90㎡、そしてアレルギー体質の子供のために無農薬野菜を食べさせるための家庭菜園スペース150㎡として使用予定とのことでもあります。

転用目的が「申請地に代えて周辺の他の土地を提供することにより事業の目的を達成できるとは認められない」こと、農業上の効率かつ総合的な理由に支障を及ぼすおそれがないことなどから、やむを得ず許可は可能と判断されるものと認識しております。

3ページをご覧ください。

続きまして、議案第2号の4番及び5番です。

4番は、4条の案件です。

申請者は、朝日町です。

申請地は、朝日町浜草野17番外1筆、地目は2筆とも田で、計2,431.00㎡です。

次に、5番は、5条の案件です。

譲渡人は、朝日町笹川1152番地、〇〇〇〇さん外4名です。

申請地は、朝日町浜草野〇〇番外5筆、地目は6筆とも田で、計8,572.00㎡です。

4番及び5番の申請地を合計しますと、総面積11,003.00㎡となります。

転用目的は、工業用地整備です。

荒尾和彦委員より意見書を頂戴しております。

農地区分は、住宅用地等の連たんしている土地に近接+10ha未満の第2種農地であります。

申請地につきましては、6ページをご覧ください。

申請地は松寿町の北側で、2級河川寺川に隣接をしており、申請地の北は、大屋海岸となっております。

朝日町では、第5次総合計画に基づき、企業誘致を重要施策と位置づけ、積極的な誘致PRを展開しており、誘致促進を行ってきているところです。

今般、事業展開を望む企業は、ウニの畜養加工を目的としており、海水を採取しての畜養をメインとしていることから、沿岸部に近く海水の取水が可能かつ容易な場所で、一定規模の面積確保を進出条件としておられます。

当該企業は全国的に深刻化する「磯焼け」の要因の1つであるウニを駆除し、海水を採取した水槽の中で企業の独自技術によりそのウニを陸上畜養する実績がある会社であり、朝日町を含め富山県内周辺の海岸に生息するウニの状況を鑑み、申請地が最適地であると判断されました。

町としましては、朝日町の漁業や企業誘致の観点から、申請地に町の土地があったこと、申請地の土地所有者さんに理解を得られたことから、企業誘致の一環として工場建設敷地の造成を行うこととし、このたびの申請に至りました。

申請地は、住宅用地等の連たんしている土地に近接+10ha未満の第2種農地であります。

転用目的が「水産動植物の養殖用施設」ということで許可基準を満たしております。

造成地の雨水排水につきましては、既設用水路・排水路に流入後、敷地北西側の合流柵よりヒューム管を通じて県2級河川である寺川へ排水する計画であり、排水量及び流下能力については計算を行い、十分な能力を有していることが確認されたことから直接放流とするものであります。

以上、第4条及び第5条の規定による許可申請の件として、5件、田10筆、畑12筆、合計13,383.00㎡となります。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第2号の1番の議案につきまして、審議したいと思っております。  
中野義博委員が意見書を添付しておりますので、報告願います。

中野委員 申請地については、洋風の家屋があり、結婚式のスタジオにも使用される予定と伺っています。

申請については、特段問題ないものと思われます。

会 長 議案第2号の1番の議案につきまして、皆様からご意見及びご異議はありませんか。

会 長 家屋に対して敷地が相当広いと思われますが、家屋の残りの敷地は何か。

事務局 現在、庭となっています。

会 長 その他に、皆様からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第2号の1番の議案につきまして、申請どおり県へ進達いたします。

会 長 次に、議案第2号の2番の議案につきまして、審議したいと思います。  
青木清美委員が意見書を添付しておりますので、報告願います。

青木委員 譲受人については、申請地から本人が代表取締役を務める農業法人の事務所が近くにあるとともに、農機具を格納できる建物もあるため、農作業の効率化にも繋がることから、特段問題ないものと思われます。

会 長 議案第2号の2番の議案につきまして、皆様からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第2号の2番の議案につきまして、申請どおり県へ進達いたします。

会 長 次に、議案第2号の3番の議案につきまして、審議したいと思います。  
意見書を提出している私から意見を述べさせていただきます。

会 長 申請地は、平成2年度に基盤整備事業が竣工された第1種農地ではありますが、その後間もなく、転用申請されずに、資材置場として三十数年間使用し、本年4月5日に農振除外申請があった農地であります。

申請地に隣接する農地について、1面は、防草シートが敷設された保全管理地となっていることや、もう1面は、耕作されており、コンクリート畦畔となっていることから、特段影響はないものと思われます。

排水は公共下水道に接続し、隣接地への土砂の流出がないように擁壁を設け、雨は自然浸透又は簡易排水設備排水路へ放流するなど計画されていることから、目的及び計画の実現性には、特に問題なく、この申請については、適当と判断いたしました。

会 長 議案第2号の3番の議案につきまして、皆様からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第2号の3番の議案につきまして、申請どおり県へ進達いたします。

会 長 次に、議案第2号の4番及び5番の議案につきまして、審議したいと思います。  
意見書を提出している私から意見を述べさせていただきます。

会 長 事務局から説明のあったとおりですが、申請地については、第1種農地ではありませんが、水産物畜養施設を建設するに当たり、農振除外申請を経て転用申請を行うものであり問題はなく、また、ほ場区画の最下流側に位置し、四方が農道で囲まれており、隣接する農地がなく、他の農地への影響はないものと思われま。

申請の計画では、第5次朝日町総合計画に記載されている雇用の創出や地域活性化のための企業誘致に基づく工業用地の造成であり、排水は公共下水道へ接続し、騒音は騒音規制法及び富山県公害防止条例を遵守し、雨水は日雨量確率年を用いて計画されていることなどから、目的及び計画の実現性には、特に問題なく、この申請については、適当と判断いたしました。

会 長 議案第2号の4番及び5番の議案につきまして、皆様からご意見及びご異議はありませんか。

水島委員 誘致する工場については、海水を使用するのか。

会 長 サラシ川から海水を取水する計画となっている。  
排水については、寺川を計画しているが、寺川に直接海水を排水するわけではなく、ヒューム管等を通して海に排水するとのこと。

会 長 その他に、皆様からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第2号の4番及び5番の議案につきまして、申請どおり県へ進達いたします。

会 長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第4号「農用地利用配分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。  
事務局より説明願います。

事務局 それでは、7ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定の件」、次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

続いて、11ページをご覧ください。

議案第4号「農用地利用配分計画の決定の件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるものみの構成となっております。それでは、議案の説明に移りたいと思います。

農地中間管理事業の集積計画についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は3件となり、

田：4筆：3,867.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

続きまして、10ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳です。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、1件、374.00㎡、新規設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、2件、3,493.00㎡、全てが再設定となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各3件、3,867.00㎡のうち、借り手は全て公社となっております。

町外の貸し手は、1件、374.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて配分計画についてですが、13ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は10件となり、

田：25筆：23,340.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となっております。

今回の申請の中には、耕作者変更に係る申請として、再配分が7件含まれております。

次に、14ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

3年未満の借り手及び貸し手が、4件、11,847.00㎡、全てが再設定となっております。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、1件、4,139.00㎡、再設定となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、3件、3,861.00㎡、うち再設定を含む申請が、2件、3,487.00㎡となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、2件、3,493.00㎡、全てが再設定となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各10件、23,340.00㎡のうち、貸し手は全て公社となっております。

町外の借り手は、0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

議案第3号及び第4号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第3号及び議案第4号の議案につきまして、審議したいと思います。

　議案第4号において、当事者である〇〇〇〇委員がおられますので、案件を分けて審議を行います。

　まずは、13ページの議案第4号189番及び190番の案件について審議したいと思います。

　当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

（〇〇委員 退席）

会 長 　それでは、議事を進めさせていただきます。

　10ページの議案第4号189番及び190番の案件について、ご意見及びご異議はありませんか。

（全員「異議なし」の発言有り）

会 長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

　それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

（〇〇委員 着席）

会 長 　それでは、今ほどの当事者の案件以外の議案第3号及び議案第4号の案件について審議したいと思います。

　ご意見及びご異議はありませんか。

（全員「異議なし」の発言有り）

会 長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 　次に、議案第5号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域への編入に関する件」を上程いたします。

　事務局より説明願います。

会 長 　議案第5号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域への編入に関する件」、次のとおり農用地区域への編入願があり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、朝日町長から意見を求められておりますので、審査願います。

令和6年8月6日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の編入につきましては、泊地区の平柳地内、五箇庄地区の月山地内において実施計画されている県営農地整備事業（平柳地区）に賛同するにあたり、編入願が提出されたものであります。

さらに、泊地区の横尾地内外において実施計画されている県営農地整備事業（泊東部北地区）に賛同するにあたり、編入願が提出されたものであります。

いずれの地区の事業も、国の補助金等を活用して基盤整備事業を実施するにあたっては、その農地等が農業振興計画に位置付けられた農用地区域になっていることが要件であることから、今回の編入申請に至ったものであります。

位置については、16ページ及び22ページをご覧ください。

平柳地区につきましては、国道8号から北陸自動車道を越えたあたりまでに位置します。

泊東部北地区につきましては、県道入善朝日線とあいの風とやま鉄道の間、西側は木流川までに位置しております。

いずれの現地も、狭小で変形田であり、朝日町の農業振興地域整備計画策定時から今日まで農用地から除外されていたものであります。このたびの基盤整備事業の対象となったものであります。

10ha以上の広がりのある農地の一部であり、農振法に定める整備計画の基準に該当するものであり、編入は問題ないと思います。

以上、農用地区域への編入に関する件といたしまして、2件、田498筆、畑6筆、宅地2筆、原野1筆、山林1筆、用悪水路1筆、合計162,524.90㎡となります。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第5号の案件について、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、当委員会からは異議なしで、町に対し報告をいたします。

会 長 次に、協議事項(1)として、「農地パトロール（利用状況調査）について」を上程いたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 「農地パトロール（利用状況調査）について」、資料に基づき説明

会 長 ただ今、説明のあったことにつきまして、ご意見等はありませんか。

(意見等なし)

会 長 次に、協議事項(2)として、「農業委員会活動記録簿の様式の見直しについて」を

上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 農業委員会活動記録簿の様式について、先般、荒尾会長より、委員の負担軽減のため、記入方法を簡素化した自治体の独自様式を参照して見直しを行ってはどうかとの提案を受けて、この度、見直し案を作成いたしました。

「農業委員会活動記録簿の様式の見直しについて」、資料に基づき説明  
今回提示した見直し案について、ご意見等をいただきたいと考えております。

会長 ただ今、説明のあったことにつきまして、ご意見及びご異議はありませんか。

中野委員 片面印刷であれば、裏面に特記事項を記入できるようにしてはどうか。

会長 それでは、農業委員会活動記録簿の様式について、見直し案に移行することによるのでしょうか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、見直し案に移行することといたします。

事務局 原則、見直し案に移行することといたしますが、現行様式のほうが書きやすい方は、そのまま使用していただいても構いません。

新様式の準備ができ次第、送付いたしますので、それまでの間は、現行様式を使用してください。

会長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。  
続いて、その他に移ります。  
事務局から何かありませんか。

事務局 次回開催日について…9月4日(水) 16:00～

会長 そのほかに意見はありますか。

(意見なし)

会長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして8月の農業委員会定例会を閉会いたします。

みなさま、お疲れ様でした。

・午後5時30分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和6年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員